

第5章

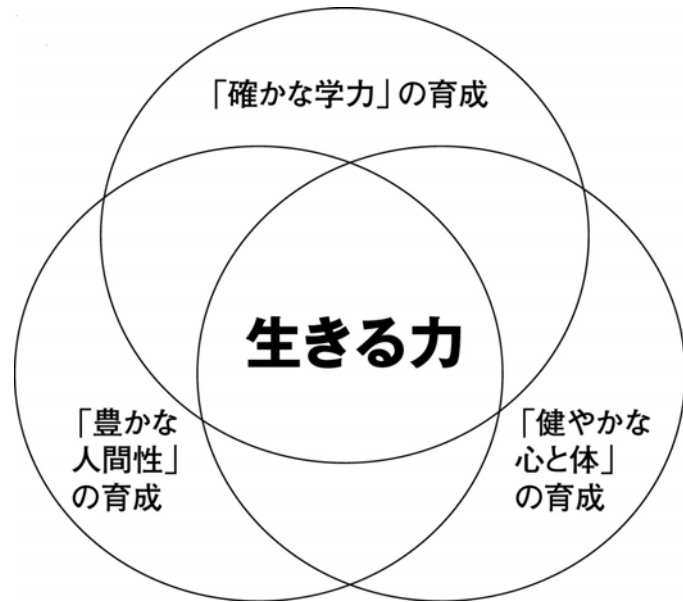
施策分野とその方向

第5章 施策分野とその方向

I 教育内容の充実

1 「確かな学力」の育成

<図表 25> 「生きる力」



「確かな学力」とは、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自ら課題を発見し主体的に判断し行動して、よりよく問題解決する資質や能力等を含めた学力である。これは、「教育都市としま」の目標である「夢に向かって 未来を切り拓く としまの子」の礎となる力である。

子どもたちが生きるこれからの時代は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」である。知識基盤社会においては、知識に国境がなく、グローバル化が一層進むため、国際競争が加速するとともに、環境や少子高齢化といった課題に、国境を越えて協力しながら対応することが求められている。そのためには、「課題を見いだし解決する力」、「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」など変化に対応するための能力が不可欠である。

こうした社会状況を背景として、学校教育では、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな心と体」を調和的にはぐくみ、「生きる力」を培うことが求められており、新学習指導要領においては、教育基本法の教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成するとともに、言語活動の充実、理数教育の充実、外国語教育の充実などが、教育内容の主な改善事項に位置づけられている。

さらに、学力の重要な要素であり、学びがいのもととなる学習意欲や学習習慣の確立については、各種調査の結果が示すとおり、大きな課題があることが指摘されている。これらの課題解決には、学校教育のみならず、広く家庭や地域とも連携して、子どもたちに「自ら学ぼうとする意欲」と、「学びがい」をもたせることが必要である。

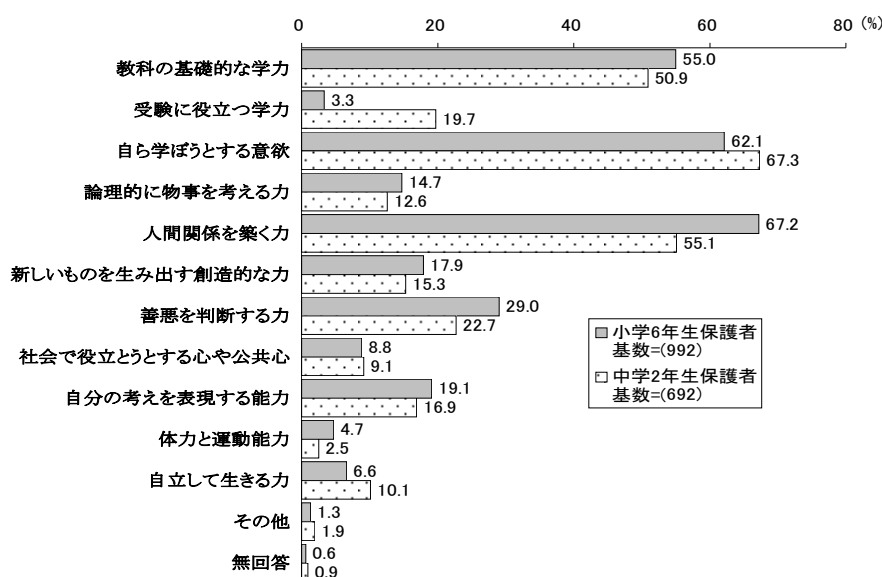
このような「確かな学力」を伸ばすためには、

- ① 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ「教科の基礎的な学力」を育成する。
 - ② これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力その他の能力」をはぐくむ。
 - ③ 総合的な学習の時間や教科などにおいて、教科等を横断して課題を発見・解決する活動や探究的な活動を充実させる。
 - ④ 知識・技能の習得型・活用法・探究型の学習を促進し、相互に関連させていく。
 - ⑤ すべての活動の基礎となる言語活動、理数教育、外国語教育を充実していく。
 - ⑥ 子どもたちの自ら学ぼうとする意欲を育てる。
 - ⑦ 家庭や地域とも連携して、学習習慣・読書習慣の確立を推進する。
- ことが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、子どもたちに「確かな学力」を育成するために、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

施策の方向	
(1) 各教科等における知識・技能の習得・活用	重点
(2) 課題解決的な学習・探究的な活動の充実	重点
(3) 言語活動の充実	重点
(4) 理数教育の充実	
(5) 外国語教育の充実	
(6) 学習意欲の向上・学習習慣の確立	

<図表 26> 学校教育で身につけさせたい能力、態度(平成 21 年度区立小・中学校保護者意識・意向調査)



2 「豊かな人間性」の育成

次代を担う人材育成の成否を左右する要の一つが、道徳教育をはじめとする「豊かな人間性」の育成である。「豊かな人間性」は、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、「生きる力」の一翼を担い、「夢に向かって 未来を切り拓く」としまの子」の礎となる力である。

これからの時代には、自分を取り巻く他者との豊かな人間関係を築き、国際化する社会の中で活躍する「グローバル」(※4)な資質を備えた日本人を育成することが求められている。しかしながら、近年、自分に自信がもてない、他者との関係性をうまく構築できないなどの課題を抱える子どもが増えている。

こうした社会状況を背景として、学校教育には、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育をはじめとして、人権教育の充実、さらには、他者、社会、自然・環境などと直接的にかかわる様々な体験活動を通して、自己肯定感を高め、心を育てていくなどの取り組みが求められている。

このような「豊かな人間性」をはぐくむためには、

- ① 子どもの発達段階に応じて、あいさつや言葉遣い、社会的マナーなどを指導する。
- ② 適切な他者理解・自己理解に基づく相互理解を進め、自己肯定感の育成を図る。
- ③ 伝統・文化に学び、それらを尊重する教育を充実する。
- ④ 情操教育を充実させ、芸術や文化の魅力に感動する心をもつ文化芸術創造都市の担い手を育成する。

ことが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、子どもたちに「豊かな人間性」を育成するために、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

施策の方向	
(1) 心の教育の充実	重点
(2) 体験活動の充実	
(3) 伝統・文化を尊重する教育の充実	

※4 グローバル

グローバル「global」とローカル「local」からの造語。国境を越えた地球規模の視野と草の根の地域の視点で様々な問題を捉えていこうとする考え方。

3 「健やかな心と体」の育成

「健やかな心と体」は「生きる力」の土台である。「健やかな心と体」は人間が生活する上で活動の源となるものであり、物事に取り組む意欲や気力をも左右する。

子どもたちの心身ともに健全な発達を促すためには、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、明るく楽しい生活を営む態度を育てることが必要である。しかしながら、様々な調査において指摘されているように、子どもたちの体力・運動能力の低下は著しく、とりわけ都会で生活している本区の子どもたちは、その傾向が顕著である。体力の低下は、運動する時間・場所・機会などが減少していることが要因であると考えられるが、生活習慣や遊びの変化にも起因するところがある。

また、アレルギーや感染症など、子どもたちの健康課題が懸念されており、健康教育の重要性が高まっている。健康を増進するには、食生活の改善や睡眠時間の確保など、生活習慣の確立が不可欠である。規則正しい生活習慣の第一義的な責任は家庭にあるが、学校教育においても、家庭との連携を図り、生活習慣の確立に努めるとともに、食に関する指導を充実することが求められている。

このような「健やかな心と体」を育成するためには、

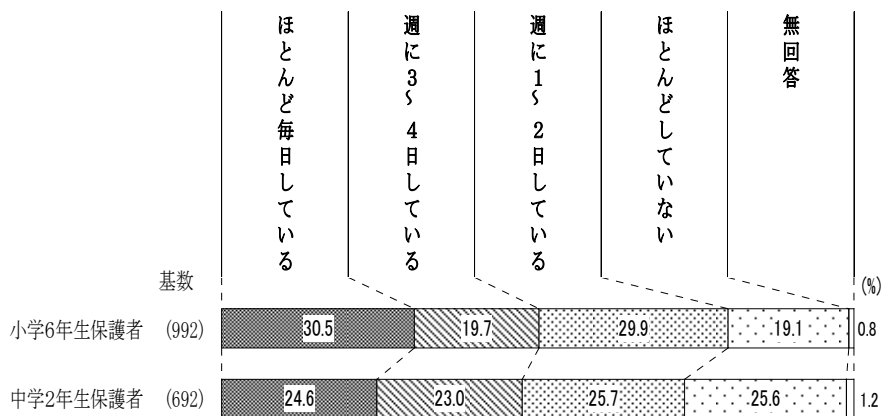
- ① 幼い頃から体を動かし、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成する。
- ② 運動の質と量を確保する。
- ③ 健康や安全に対する正しい知識を習得させる。
- ④ 生活習慣の改善などにより、自己管理能力を高める。
- ⑤ 食育の指導を充実する。
- ⑥ 地域や家庭と連携して、継続的・長期的に体力づくりに取り組む。
- ⑦ 家庭と連携して、規則正しい生活習慣を確立する。

ことが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、子どもたちの「健やかな心と体」を育成するため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

施策の方向
(1) 体力の向上 重点
(2) 体育・健康教育の充実
(3) 食育の推進

<図表 27> 子どもたちの運動の状況(学校の体育の時間は除く) (平成 21 年度区立小・中学校保護者意識・意向調査)



芝生化された校庭で
サッカーを楽しむ児童
(上：豊島区立清和小学校)



運動会の二人三脚で声掛け合って
前進する生徒
(右：豊島区立巣鴨北中学校)

4 未来を切り拓くとしまの子の育成

「生きる力」をはぐくむためには、知・徳・体の調和的な成長を促す教育活動を展開するとともに、区の地域性や特色を踏まえ、今日的な課題・社会の変化などに対応できる未来を切り拓く子どもを育成する必要がある。

このような未来を切り拓くとしまの子を育成するためには、

- ① 地域コミュニティが、今なお効果的に機能している本区においては、地域や家庭、学校が、総がかりで子どもたちの育成に取り組むことが重要である。特に「生きる力」の基礎を築く幼児期の教育については、家庭・地域だけでなく、公教育の場においても推進する必要がある。そのため、幼稚園・保育所、小学校、中学校の一貫した教育プログラムを作成し、発達や学びの連続性を確保していく。
- ② 日本一の高密都市である本区において、持続可能な社会を目指し、環境保全のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成することが求められている。そのため、区独自の環境教育プログラムを積極的に活用し、環境学習を一層推進するとともに、エコスクール化など施設・運営・教育の総合的な観点から、都市型環境教育に取り組んでいく。
- ③ これからの「知識基盤社会」を生きる子どもたちには、情報活用能力を育成することが欠かせない。また、特に多様な情報や人が集積する本区においては、ICT活用スキルや情報リテラシー（※5）などの向上を図るとともに、情報モラルや情報安全に関する知識の習得など、情報を適切に活用する能力を育成していく。
- ④ 地域の匠や多種多様な事業所、個性あふれる区内6大学、様々な企業など、地域の教育資源に富む本区では、こうした優れた特色を活用し、職場体験学習を推進するなど組織的・系統的なキャリア教育を充実していく。
- ⑤ 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応するため、個別指導計画を充実するとともに、特別支援教育の視点から通常の学級における授業改善を進めていく。
- ⑥ 本区では平成18年度から小学校3年生以上で、平成19年度からは小学校全学年で英語活動を実施している。これは、全国でも先進的な取り組みであり、子どもたちのコミュニケーション能力のさらなる向上のため、小学校英語活動の一層の充実を図ることが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、未来を切り拓くとしまの子を育成するため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

※5 情報リテラシー

児童・生徒の発達の段階に応じて、情報を効率的・効果的に発見・獲得し、適切な情報を取捨選択し、正しく受信・発信する能力を身に付けること。

施策の方向	
(1) 幼児教育の充実と幼・保・小・中一貫教育プログラムの実施	重点
(2) 都市型環境教育の推進	重点
(3) ICT活用能力の育成	重点
(4) キャリア教育の充実	
(5) 特別支援教育の充実	
(6) 小学校英語活動の充実（再掲）	



西池袋中学校新校舎の完成予想図

Ⅱ 教育施策推進体制の充実

1 教師力（※ 6）の向上

教育に人材を得ることは学校教育の根幹である。教育は、教員と子どもたちとの信頼関係の構築が基本である。絶えず自己研鑽に励み、子どもたちと正面から向き合い、教育の崇高な使命を深く自覚し、高い志をもつ教師を育成することが必要不可欠である。

しかしながら、団塊の世代の教員の大量退職・新規採用教員の大量採用の時代を迎えた上に、教育基本法の改正や新学習指導要領の実施など、学校教育は大きな転換期に立っている。また、学力や体力の向上など課題が山積するなか、教員にはこれまで以上に授業の質的改善が求められている。そのため、若手教員の育成や教育活動の中心的な役割を担う中堅教員の意図的・計画的な人材育成が喫緊の課題となっている。

このような人材を育成するためには、

- ① これまでの研修体系を見直すとともに、区独自の教員育成プログラムを充実し、豊島区に愛着をもち、児童・生徒の学習指導に熱意を傾注する教員を育成する。
- ② 学力調査の結果に基づく授業改善推進プランのさらなる充実や、プランに基づく授業改善を進め、習得・活用・探究の学習活動を確実に授業において実践し、教員の授業力（※ 7）を向上させる。
- ③ 高い授業力をもつ教員を名人先生として認定するなど、教員にやりがいや教えがいを持たせるとともに、名人先生を中心として、教員が互いに切磋琢磨する組織的活動を充実させ授業力を高めていく工夫を実践する。
- ④ 教員の多忙感が増大するなか、事務の効率化や校務負担の軽減策を講じ、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、教師力の向上を図るため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

※6 教師力

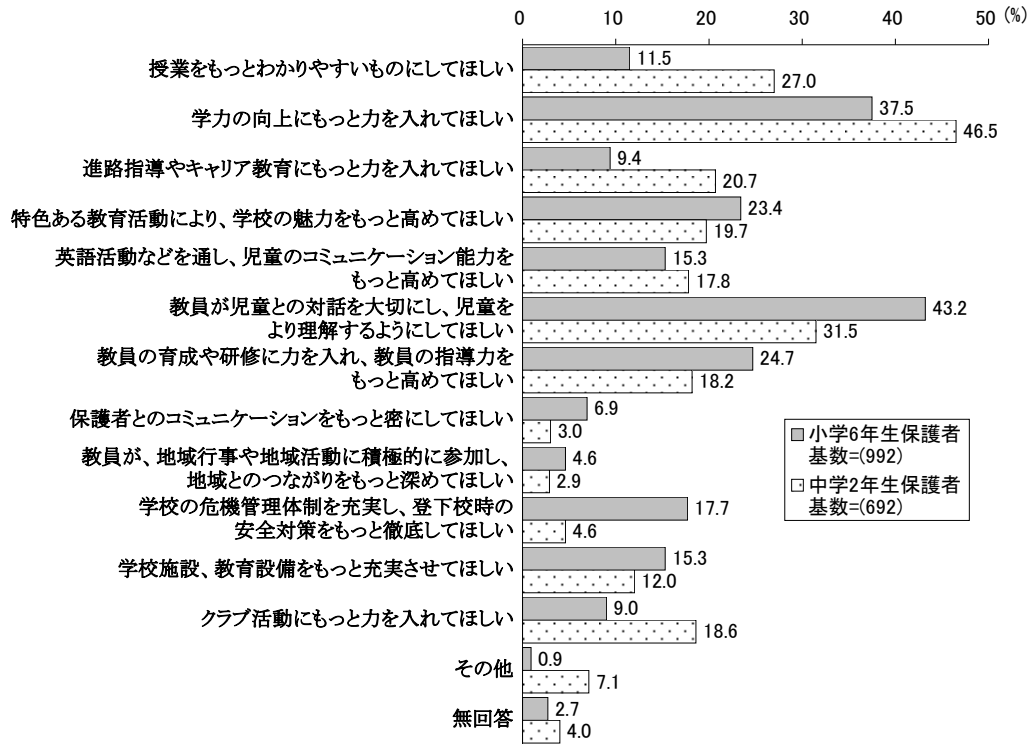
教師の教育指導に関する力量のこと。優れた教師の3つの要素として、①教職に対する強い情熱、②教育の専門家としての確かな力量、③総合的な人間力を挙げている。（平成17年10月26日中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」）

※7 授業力

教員の資質・能力のうち特に実際の授業の場面において具体的に発揮される力のこと。その構成要素は、①使命感、熱意、感性、②児童・生徒理解、③統率力、④指導技術（授業展開）、⑤教材解釈、教材開発、⑥「指導と評価の計画」の作成・改善である。（平成16年9月東京都公立学校の「授業力」向上に関する検討委員会報告書）

施策の方向	
(1) 「教育都市としま」を担う若手教員の育成	重点
(2) 授業力の向上	重点
(3) 子どもと向き合うための教員への支援	

<図表 28> 区立学校への要望（平成 21 年度区立小・中学校保護者意識・意向調査）



2 地域に信頼される学校運営

子どもは、地域に学び、地域に育つ。

学校運営は、地域を基盤に営まれるものであり、学校運営連絡協議会における支援や学校関係者評価、学校行事における人材協力、安全体制の確立など、地域や家庭と学校とが連携し、相互に支え合う体制づくりを進める必要がある。

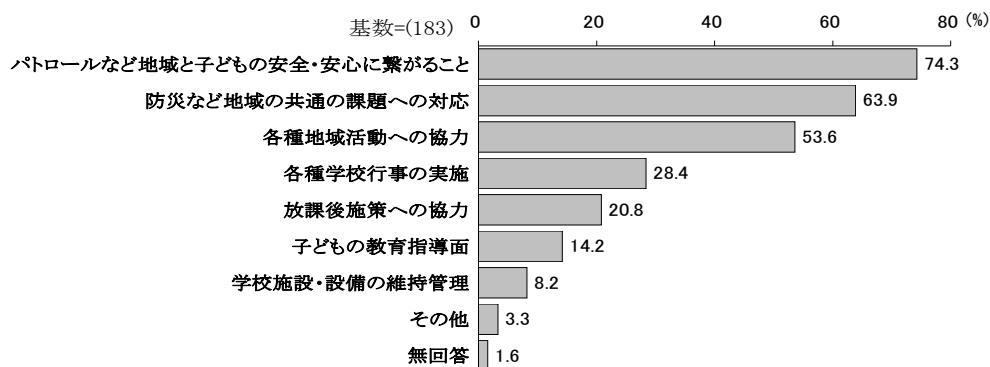
このような体制を構築するためには、

- ① 地域コミュニティの中心となる公共施設として親しまれている公立学校の学校情報を地域や家庭に可能な限り公開し、開かれた学校づくりをさらに推進していく。
 - ② 教員の育成や授業への協力・安全対策などについて、家庭や地域、大学などと緊密な連携を図り、協力を得ながら運営していく。
 - ③ 通級指導学級の設置や就学相談の充実など、特別支援教育の実施体制を整備し、子どもたちのニーズに応じた適切な指導を行う。また、教育相談や適応指導教室、日本語教室の充実など、適切な教育環境の整備を進めていく。
 - ④ 学校と家庭が相応の責任を果たし相互に協力して、子どもたちの生活習慣や学習習慣を確立する。また、学校は家庭の教育力の向上を支援していく。
 - ⑤ 子どもたちの健康や安全が保障され、生き生きと学ぶことができる環境であるよう、学校施設の安全性の向上を図るとともに、安全教育を充実していく。
- ことが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、地域に信頼される学校運営を推進するため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

施策の方向
(1) 開かれた学校づくりの推進
(2) 地域人材等の活用の推進
(3) 特別支援教育・教育相談体制の充実
(4) 家庭教育支援の充実 重点
(5) 安全・安心な学校づくりの推進

<図表 29> 団体と学校が協力・連携すべき事柄(平成 21 年度教育関係団体アンケート調査)



3 質の高い教育環境の整備・充実

子どもたちに知的好奇心や探究心、豊かな心をはぐくみ、子どもたちの「生きる力」を培い、「確かな学力」の定着を確実なものとするためには、児童・生徒の学習環境を整備するとともに、教員が児童・生徒と向き合い、学習指導に専念することができる環境づくりや支援が必要である。

このような環境を整備・充実するためには、

- ① 学びの拠点である学校図書館に、司書を配置し、区立図書館との連携を強化するなど、図書館がもつ学習・情報センター機能や読書センター機能を高めていく。
- ② これからの情報社会を担う子どもたちを育成するためには、授業において電子黒板やコンピュータなどICT機器を効果的に活用するとともに、校務の効率化を進めるための校務用パソコンを有効に活用するなど、学校のICT環境を充実させる。
- ③ 様々な課題を抱える小規模校に対しては、人員の加配による教員の校務負担軽減や施設の充実など、魅力ある学校づくりを支援する取り組みを強化する。
- ④ 複雑化・多様化する学校の課題解決を支援するため、教育センターの機能や組織を再編・整備し、学校支援機能を充実・強化する。
- ⑤ 学校の情報化や多様な教育活動に適合した環境整備を進めるため、学校改築を計画的に推進する。

ことが重要である。

以上の課題や背景を踏まえ、質の高い教育環境の整備・充実を図るため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

施策の方向
(1) 学校図書館の整備・充実 重点
(2) 学校情報環境の整備・充実 重点
(3) 小規模校の支援策の充実 重点
(4) 教育センターの学校支援機能の充実
(5) 学校改築計画の推進

